

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年5月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100183号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200003号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和62年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

昭和62年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和62年10月1日付けでA事業所から同事業所を経営するB社(後に、C社)へ異動したが、厚生年金保険の記録では、同事業所の資格喪失年月日が同年9月30日となっており、請求期間の被保険者記録がない。

調査の上、昭和62年10月1日をA事業所の資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録、企業年金連合会から提出された「中脱記録照会(回答)」、請求者から提出された「企業年金連合会老齢年金裁定請求書」(写)及び複数の元職員の陳述により、請求者は、請求期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記「中脱記録照会(回答)」によると、請求者は、D厚生年金基金において昭和62年10月1日に加入員資格を喪失し、同日に再度加入員資格を取得していることが確認できる。A事業所における請求期間当時の社会保険事務担当者は、社会保険事務所(当時)及び厚生年金基金への資格喪失に係る届出書は複写式の様式で作成しており、事業所がそれぞれに提出していた旨回答していることから判断すると、請求期間当時、A事業所では、厚生年金保険被保険者資格の喪失及び加入員資格の喪失について、複写式の届出書により、社会保険事務所及びD厚生年金基金に届出を行っていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者が昭和62年10月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記「中脱記録照会（回答）」における当該期間の記録から、16万円とすることが必要である。